

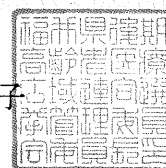


福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1並びに同項及び同条第2項の規定による請求権を有する者のその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、下記のとおりである。

平成27年9月4日

福井県後期高齢者医療広域連合  
選挙管理委員会委員長 田中 眞佐子



記

請求権を有する者の総数の50分の1 12,883

請求権を有する者のその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と  
40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 174,020